

このホームページに載せられている情報は東京大学大学院農学生命科学研究科／農学部に所属する学生向けであり、対象者以外のいかなる第三者によってどのような形であっても使用または複写されるべきではありません。

在留資格「留学」の更新について

進学、進級などで引き続き日本に滞在するときは、在留期間更新の手続きが必要です。入国管理局は、在留期限の日の3ヶ月前から更新許可申請を受け付けますので、在留期間の満了する当日までに、必ず以下1～3のとおり更新手続きをし、その後新しく発行された在留カードのコピー(両面)を留学生担当に提出してください。

1. 必要書類を教務課留学生担当に提出し、所属機関等作成用1、2の発行を依頼する

✓	必要書類 ※全てA4サイズ、片面コピー
	申請書: 入国管理局 HP からダウンロード 入国管理局 HP https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html (写真1枚(4cm×3cm、提出日前3カ月以内に撮影されたもの)を貼り付ける)
	パスポート(顔写真ページ、上陸許可スタンプページ、JAPAN VISA のページ)
	在留カード(表、裏)
	学生証コピー
	在学証明書
	履修証明書または成績証明書
	日本での生活経費支弁能力を証明する書類 (奨学金受給証明書、預金通帳の写し、預金残高証明書など)

※以下は当てはまる場合のみ

- 研究生から正規課程に進学した者

✓	必要書類
	研究生時の研究期間証明書および研究事項証明書

- 他の学校(他大学、日本語学校等)から本学に進学した者

✓	必要書類
	前の学校の卒業証明書および成績証明書

- 標準修業年限を超えて在籍している者

✓	必要書類
	在学延長願 (在学期間延長についての理由書、指導教員からの推薦状を添付) ※A4サイズ、片面コピー

[証明書について]

□在学証明書、成績証明書

- ◆ 正規課程の学生は学生サービスセンターにある証明書自動発行機で取得出来ます。
- ◆ 博士課程学生の履修証明書及び在学延長願・休学願のコピーは学生サービスセンターの窓口で申請して下さい。
- ◆ 研究生時の証明書類は学生サービスセンターの窓口で申請して下さい。

□奨学金受給証明書

- ◆ 私費学習奨励費、東大フェロー、東大支援基金は留学生担当窓口で申請して下さい。
- ◆ 国費は、(https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/deadline_sigj.html)を確認し、申請してください。
※証明書の種類により、発行までに1～10日かかることがあります。

2. 教務課留学生担当より書類を受け取る

書類を確認後、研究科長印を押した申請書(所属機関作成用1、2)と併せて返却します。
これには数日要する場合がありますので、注意してください。

3. 入国管理局で申請する

手数料 4,000 円を納付し、申請書類を提出する。

※入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

4. 在留期間が更新され、新しい在留カードを入手したら、在留カード(両面)のコピーを留学生担当に提出する。

[注意]

- ◆ 在留期限を1日でも過ぎると、不法滞在として扱われます。注意して早めに在留期間更新手続きをしてください。
- ◆ 特に入進学、長期休暇の時期は入国管理局が大変混雑しますから、早めに手続きしてください。
- ◆ 研究生が「留学」の在留資格で活動できる期間は、他大学での研究生在学期間を含め、「最長2年まで」となっています。

<休学する場合>

- ◆ 休学中に日本に滞在しつづけられるかは、入国管理局の判断となります。
また、休学中に資格外活動はできません。休学を検討する場合には、事前に留学生担当へ相談してください。

東京大学
農学部・農学生命科学研究科
教務課 国際学務支援チーム

注意:

学生は国際交流室ホームページと掲示板による告知を確認することが前提となっています。